

1 目的・任務

総合計画について審議する機関。総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ、行財政、福祉、保健、環境、教育、文化、防犯、雇用、農業、協働、産業振興など幅広い分野について審議を行うほか、本計画に関連して、市の施策や予算・決算等、総合的な意見交換などを行っている。

◆市川市総合計画審議会条例（抜粋）

第2条 本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともにその実施について建議することができる。

2 任期

2年間

| | | |
|---|---|---|
| { | 議会の推薦した議員 : 令和3年6月24日 ~ 令和5年6月23日 学識経験者、市民の代表者、関係機関の職員 : 令和3年8月8日 ~ 令和5年8月7日 | } |
|---|---|---|

3 委員構成

| 委員 | 詳細 | 人数 |
|-----------|-------------------------|-----|
| 議会の推薦した議員 | 議会より推薦を受けた市議会議員 | 6名 |
| 学識経験者 | 大学教授等、専門的見識を有する方 | 6名 |
| 市民の代表者 | 総合計画に関連する市民団体等から推薦を受けた方 | 6名 |
| 関係機関の職員 | 総合計画に関連する各機関から推薦を受けた方 | 4名 |
| | 計 | 22名 |